

多重債務・貸金業（かしきんぎょう）に関する相談窓口について

財務省福島財務事務所では次のような相談を受け付けています。秘密厳守、相談無料です。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

- ・返済しきれない借金に関すること
- ・貸金業者や、いわゆる「ヤミ金融」業者に関する情報
- ・不正に利用されている預貯金口座に関すること

- 相談窓口
福島市松木町13-2
財務省福島財務事務所 理財課
- 受付時間
月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分
☎024-533-0064（多重債務者相談窓口専用）

テレビに関する無償支援について

地上デジタル放送の映りが悪くてお困りの方は、「デジサポ福島」の無償支援を受けることができます。お気軽に相談受付ダイヤルまでご連絡ください。

- [相談事例]
- テレビが映らない。映りが悪い。
 - 特定の放送局が映らない。季節によってテレビの映りが悪くなる。
 - 帰還してみたらアンテナが壊れたり劣化して困っている。
- [支援事例]
- アンテナやケーブル、ブースターなどの点検
 - 壊れた（劣化した）アンテナ、ケーブル、ブースターなどの改修
 - 個別アンテナの新設工事
 - 共同アンテナの新設・加入工事

- [支援条件]
- 東日本震災時に原発避難区域にお住いだった方（被災証明・罹災証明）
 - NHK放送受信契約者、または今後受信契約を結ばれる方
- ※支援の対象は地上デジタル放送のみです。BS・CS放送は対象になりません。
- [相談受付・支援申込先]
- デジサポ福島（総務省 福島原発避難区域テレビ受信者支援センター）☎0570-007-401
（IP電話・PHSからは☎024-525-8220）
- 受付時間 午前9時～午後6時
（土日祝日・年末年始休日を除く）
- 〒960-8031 福島市栄町10-21 福島栄町ビル7階
Webサイト <https://www.digisuppo-fukushima.jp/>

猫に関するトラブルについて

地域住民から猫による苦情が寄せられています。

- ・猫に庭や畑でフンをされる
- ・庭、車などに放尿（マーキング）される
- ・猫の爪で車に傷がついた
- ・発情期の猫の鳴き声がうるさい など

トラブルにならないために猫を飼っている方は室内で飼うようにしましょう。

所有者が分からない、いわゆる野良猫についてはエサを与えると、その猫の管理者となります。「かわいい」や「かわいそう」だけでは管理者としての責務は果た

せているとは言えません。エサを与えるとその場所に他の猫も集まってくる。そこで繁殖を繰り返すことで手のつけられない状態になりトラブルの原因となります。

安易にエサは与えず、手をださないようお願いいたします。

また、役場および愛護センターでは猫の捕獲は行っておりません。住民の方が保護した場合、役場で預かりますのでご理解とご協力よろしく申し上げます。

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

広報紙・ホームページ広告募集

■広報紙 1枠 / 5000円～

■HP 1か月 / 5000円

※連続掲載の場合はさらにお安くします。

掲載したい月の【前月上旬】までに、
総務課 政策広報係（☎0240-27-2111）に
申し込んでください。

 司法書士法人 **わたなべ法務事務所**
代表社員 渡辺和則

【主な取り扱い業務】
・相続・売買・贈与による名義変更・会社の登記・建設業

〔富岡事務所〕 〒979-1112 双葉郡富岡町中央二丁目20番地
TEL0240-22-1919 FAX0240-22-1939

〔いわき事務所〕 〒970-8026 いわき市平字童子町4-18
いわき建設会館5F(月～金9:00～18:00)
TEL0246-88-1818 FAX0246-88-1819

住宅用太陽光発電設備等に対する補助制度について

広野町および福島県では、太陽光発電システムなどを設置した方を対象に、補助金を交付しています。

- 広野町（受付期間：令和3年3月19日まで）
 - ・補助額
 - ①太陽光発電システム（住宅用）
1キロワットあたり6万円（上限24万円）
 - ②太陽熱高度利用システム
設置費用の10/100（上限6万円）
 - ③太陽熱利用温水器システム
設置費用の20/100（上限3万円）
 - ④ペレットストーブ
設置費用の額（上限5万円）
 - ⑤蓄電池システム
1キロワットアワーあたり6万円（上限30万円）
- 福島県
 - ・補助額
 - ①太陽光発電システム
（住宅用、受付期間：令和2年3月19日まで）
1キロワットあたり4万円（上限16万円）

- ②蓄電池システム、V2Hシステム
（受付期間：令和3年3月19日まで）
（蓄電池システム）
1キロワットアワーあたり4万円（上限20万円）
（V2Hシステム）
設置費用の額（上限10万円）
 - ③ペレットストーブ（受付期間：令和3年2月26日まで）
設置費用の額（上限5万円）
- ※補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

問 復興企画課 企画振興係（①～⑤）
☎0240-27-1251
一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター
（①・②）
☎024-526-0070
福島県木材協同組合連合会（③）
☎024-523-3307

東日本大震災に係る住宅再建支援について

東日本大震災により被害を受けた住宅の再建にかかる各種助成についてお知らせいたします。

- 地震津波被災者等住宅再建支援事業補助金
 - 対象者
 - ①津波被災住宅、地震被災住宅
※次の条件をすべて満たす世帯
（ア）平成23年3月11日に町内の持ち家に居住していたこと
（イ）町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊解体（※1）であること
住宅の修繕を行う世帯については、住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊であること
 - ②町内に住宅の建設または購入を行う転入者
※次の条件をすべて満たす世帯
（ア）平成23年3月11日において町外の持ち家に居住していたこと
（イ）住宅のり災程度が全壊、大規模半壊または半壊解体（※1）であること
（ウ）平成23年3月11日に居住していた自治体による防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業および本制度と同様の支援制度の補助を受けない者
 - 支給額

区分	被災の程度	補助率	上限額
津波被災住宅、地震被災住宅			
住宅の建設または購入	大規模半壊以上（半壊解体含む）	1/10（※2）	250万円
住宅の修繕	大規模半壊以上	1/10（※2）	150万円
	半壊	1/10	50万円
町内に住宅の建設または購入を行う転入者			
住宅の建設または購入（住宅用地の購入含む）	大規模半壊以上（半壊解体含む）	1/10（※2）	20万円

- ※1 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※2 受給した被災者生活再建支援金（加算支援金）を控除した後の補助率
- （3）申請期限 令和3年3月31日まで
- （4）申請先 復興企画課企画振興係

- 被災者生活再建支援金
 - 対象者
 - ①住宅が「全壊」した世帯
 - ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
 - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
 - 支給額
支給額は、基礎支援金および加算支援金の双方の支援金の合計額となります。ただし、単身世帯は3/4となります。

区分	住宅の状況	金額
基礎支援金	①全壊 ②半壊 ③長期避難	100万円
	④大規模半壊	50万円
加算支援金	建設・購入	200万円
	補修 賃借	100万円 50万円

- （3）申請期限 令和3年4月10日まで
- （4）申請先 復興企画課企画振興係

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251